# 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令 （平成十三年農林水産省令第三十三号）

#### 第一条（通則法第八条第三項の主務省令で定める重要な財産）

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項の主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（同条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する場合にあっては、当該財産の処分に関する計画についての通則法第三十五条の十第一項の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他農林水産大臣が定める財産とする。

#### 第二条（監査報告の作成）

センターに係る通則法第十九条第四項の規定による監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

##### ２

監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。  
この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

* 一  
  センターの役員及び職員
* 二  
  その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

##### ３

前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

##### ４

監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、センターの他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

##### ５

監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

* 一  
  監事の監査の方法及びその内容
* 二  
  センターの業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び年度目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
* 三  
  センターの役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他センターの業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
* 四  
  センターの役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
* 五  
  監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
* 六  
  監査報告を作成した日

#### 第三条（監事の調査の対象となる書類）

センターに係る通則法第十九条第六項第二号の主務省令で定める書類は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号。以下「センター法」という。）の規定に基づき農林水産大臣に提出する書類とする。

#### 第四条（業務方法書の記載事項）

センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

* 一  
  センター法第十条第一項第一号に規定する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供に関する事項
* 二  
  センター法第十条第一項第二号に規定する技術上の情報の収集、整理及び提供に関する事項
* 三  
  センター法第十条第一項第三号に規定する農林物資及び食品（酒類を除く。）の検査に関する事項
* 四  
  センター法第十条第一項第四号に規定する評価及び指導に関する事項
* 五  
  センター法第十条第一項第五号に規定する技術上の調査及び指導に関する事項
* 六  
  センター法第十条第一項第六号に規定する調査及び研究並びに講習に関する事項
* 七  
  センター法第十条第一項第七号に規定する検査に関する事項
* 八  
  センター法第十条第一項第八号に規定する検定及び表示に関する事項
* 九  
  センター法第十条第一項第九号に規定する技術上の調査及び指導に関する事項
* 十  
  センター法第十条第一項第十号に規定する調査に関する事項
* 十一  
  センター法第十条第二項第一号に規定する立入検査及び質問に関する事項
* 十二  
  センター法第十条第二項第二号に規定する立入検査及び質問に関する事項
* 十三  
  センター法第十条第二項第三号に規定する立入検査及び質問に関する事項
* 十四  
  センター法第十条第二項第四号に規定する立入検査、質問及び収去に関する事項
* 十五  
  センター法第十条第二項第五号に規定する集取及び立入検査に関する事項
* 十六  
  センター法第十条第二項第六号に規定する立入検査、質問及び収去に関する事項
* 十七  
  センター法第十条第二項第七号に規定する立入検査、質問及び集取に関する事項
* 十八  
  センター法第十条第二項第八号に規定する立入検査に関する事項
* 十九  
  センター法第十条第二項第九号に規定する立入り、質問、検査及び収去に関する事項
* 二十  
  業務委託の基準
* 二十一  
  競争入札その他契約に関する基本的事項
* 二十二  
  その他センターの業務の執行に関して必要な事項

#### 第五条（事業計画の認可の申請）

センターは、通則法第三十五条の十第一項の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、事業計画を記載した申請書を、当該事業年度開始の日の三十日前までに、農林水産大臣に提出しなければならない。

##### ２

センターは、通則法第三十五条の十第一項後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

#### 第六条（事業計画に定めるべき業務運営に関する事項）

センターに係る通則法第三十五条の十第三項第七号の主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

* 一  
  施設及び設備に関する計画
* 二  
  職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）
* 三  
  積立金の処分に関する事項
* 四  
  その他センターの業務の運営に関し必要な事項

#### 第七条（通則法第三十五条の十一第二項の主務省令で定める期間）

センターに係る通則法第三十五条の十一第二項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

#### 第八条（業務実績等報告書）

センターに係る通則法第三十五条の十一第三項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
その際、センターは、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、センターの事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して次に掲げる事項を記載するものとする。

* 一  
  当該事業年度における業務の実績。  
  なお、当該業務の実績が通則法第三十五条の九第二項第一号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第二号から第四号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
* 二  
  当該項目が通則法第三十五条の九第二項各号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績についてセンターが評価を行った結果。  
  なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

##### ２

センターに係る通則法第三十五条の十一第三項の規定による公表は、同項の規定による報告書の提出後、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

#### 第九条（業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書）

センターに係る通則法第三十五条の十一第四項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
その際、センターは、当該報告書が同条第二項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、センターの事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して次に掲げる事項を記載するものとする。

* 一  
  第七条に定める期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況。  
  なお、当該実施状況は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
* 二  
  前号に掲げる当該事項の実施状況についてセンターが評価を行った結果。  
  なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

##### ２

センターに係る通則法第三十五条の十一第四項の規定による公表は、同項の規定による報告書の提出後、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

#### 第十条（企業会計原則）

センターの会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

##### ２

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

##### ３

平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

#### 第十一条（償却資産の指定等）

農林水産大臣は、センターが業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

##### ２

前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

#### 第十二条（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

農林水産大臣は、センターが通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

#### 第十三条（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

農林水産大臣は、センターが業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

#### 第十四条（財務諸表）

センターに係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

#### 第十五条（事業報告書の作成）

センターに係る通則法第三十八条第二項の規定による事業報告書の作成については、この条の定めるところによる。

##### ２

事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

* 一  
  センターの目的及び業務内容
* 二  
  国の政策におけるセンターの位置付け及び役割
* 三  
  年度目標の概要
* 四  
  理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
* 五　事業計画の概要
* 六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉
* 七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
* 八　業績の適正な評価に資する情報
* 九　業務の成果及び当該業務に要した資源
* 十　予算及び決算の概要
* 十一　財務諸表（通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）の要約
* 十二　財政状態及び運営状況の理事長による説明
* 十三　内部統制の運用状況
* 十四　センターに関する基礎的な情報

#### 第十六条（財務諸表等の閲覧期間）

センターに係る通則法第三十八条第三項の主務省令で定める期間は、五年とする。

#### 第十七条（会計監査報告の作成）

センターに係る通則法第三十九条第一項の規定による会計監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

##### ２

会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。  
ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

* 一  
  センターの役員（監事を除く。）及び職員
* 二  
  その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

##### ３

会計監査人は、財務諸表並びに事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

* 一  
  会計監査人の監査の方法及びその内容
* 二  
  財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）がセンターの財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
* 三  
  前号の意見がないときは、その旨及びその理由
* 四  
  追記情報
* 五  
  前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告
* 六  
  会計監査報告を作成した日

##### ４

前項第四号に掲げる追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項をいう。

* 一  
  正当な理由による会計方針の変更
* 二  
  重要な偶発事象
* 三  
  重要な後発事象

#### 第十八条（短期借入金の認可の申請）

センターは、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

* 一  
  借入れを必要とする理由
* 二  
  借入金の額
* 三  
  借入先
* 四  
  借入金の利率
* 五  
  借入金の償還の方法及び期限
* 六  
  利息の支払いの方法及び期限
* 七  
  その他必要な事項

#### 第十九条（通則法第四十八条の主務省令で定める重要な財産）

センターに係る通則法第四十八条の主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物とする。

#### 第二十条（通則法第四十八条の主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）

センターは、通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

* 一  
  処分等に係る財産の内容及び評価額
* 二  
  処分等の条件
* 三  
  処分等の方法
* 四  
  センターの業務運営上支障がない旨及びその理由

#### 第二十一条（積立金の処分に係る承認申請書の添付書類）

センターに係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二十一条第四項において読み替えて準用する同条第二項の農林水産省令で定める書類は、毎事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該事業年度の損益計算書とする。

# 附　則

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第一条第七号の規定は、平成十三年四月一日から施行する。

##### ２

センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条各号に掲げるもののほか、センターが次の各号に掲げる業務を行う場合には、当該各号に掲げる業務に関する事項とする。

* 一  
  センター法附則第六条の二第一項に規定する業務
* 二  
  センター法附則第六条の二第二項に規定する業務

##### ３

センターの成立の際センター法附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産のうち建物（その建物に附属する工作物を含む。）及び工作物については、第九条第一項の指定を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

# 附則（平成一六年一月二二日農林水産省令第六号）

この省令は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の施行の日から施行する。

# 附則（平成一七年八月四日農林水産省令第八九号）

この省令は、平成十八年三月一日から施行する。

# 附則（平成一九年三月三〇日農林水産省令第二八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

# 附則（平成二二年一一月二六日農林水産省令第五八号）

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

# 附則（平成二七年三月二〇日農林水産省令第一三号）

この省令は、食品表示法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二七年三月二七日農林水産省令第一九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### 第二条（事業計画に関する経過措置）

この省令の施行日を含む事業年度の事業計画に係るこの省令による改正後の独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令（以下「新省令」という。）第五条の規定の適用については、「当該事業年度開始の日の三十日前までに」とあるのは「平成二十七年四月一日以後最初の年度目標の指示を受けた後遅滞なく」とする。

#### 第三条（業務実績等報告書に関する経過措置）

独立行政法人通則法の一部を改正する法律附則第十一条第三項の規定により適用される独立行政法人通則法第三十五条の十一第一項の規定により平成二十六年度の業務の実績に関する評価を受けようとする場合における新省令第八条第一項の規定の適用については、同項中「事業計画に」とあるのは「平成二十六年度の年度計画に」と、「通則法第三十五条の九第二項第一号」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下この項において「旧通則法」という。）第二十九条第二項第三号」と、「同項第二号から第四号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「年度目標及び事業計画」とあるのは「平成二十七年三月三十一日に終わった中期計画及び平成二十六年度の年度計画」と、「最近五年間」とあるのは「平成二十七年三月三十一日に終わった中期目標の期間における毎年度」と、「通則法第三十五条の九第二項各号」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から第五号まで」とする。

#### 第四条（業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書に関する経過措置）

センターに係る独立行政法人通則法の一部を改正する法律附則第十一条第四項において読み替えて準用する独立行政法人通則法第三十五条の十一第四項の報告書には、平成二十七年三月三十一日に終わった中期計画に定めた項目ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

* 一  
  当該中期目標の期間における業務の実績。  
  なお、当該業務の実績は、当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律による改正前の独立行政法人通則法（以下「旧法」という。）第二十九条第二項第三号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
* 二  
  前号に掲げる当該項目が旧法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績についてセンターが評価を行った結果。  
  ただし、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

##### ２

センターに係る独立行政法人通則法の一部を改正する法律附則第十一条第四項において読み替えて準用する独立行政法人通則法第三十五条の十一第四項の規定による公表は、同項の規定による報告書の提出後、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

#### 第五条（事業報告書に関する経過措置）

新省令第十五条第三項の規定は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

# 附則（平成三〇年三月二九日農林水産省令第一六号）

この省令は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

# 附則（平成三一年三月二九日農林水産省令第二五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

#### 第二条（財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置）

この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、平成三十一年四月一日以後に始まる事業年度に係る財務諸表及び事業報告書から適用し、平成三十一年三月三十一日に終わる事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。

* 一  
  独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令第十四条及び第十五条第二項

# 附則（令和元年五月二七日農林水産省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年三月三一日農林水産省令第二六号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。